

第6 行政行為の取消し

B

1 意義

行政行為の取消しには、争訟取消しと職権取消しがある。

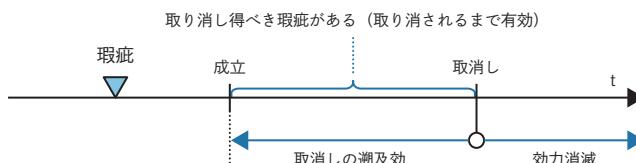
[行政行為の取消し]

争訟取消し	原処分に不服のある者が行政上の不服申立てを行った場合にそれを審査庁等が取り消すことや、原処分に不服のある者が行政事件訴訟法に基づき裁判所に取消訴訟を提起した場合に裁判所が取消しをすることをいう
職権取消し	行政行為の相手方その他私人の側からの法的な請求をまたず、行政庁の側から自発的に行行政行為が違法または不当であったことを理由としてこれを取り消すことをいう

争訟取消しが行政争訟の事柄であるため、ここでは、職権取消しのみを取り上げる。

職権取消しは、処分成立当初に瑕疵があったこと（原始的瑕疵）を理由とするものである。したがって、その効果は原則として遡及し、はじめから行政行為がなかったものとみなされる。

[職権取消し]



2 法律の根拠の要否



法律の根拠の要否

職権取消しには、法律の特別の根拠は不要であるとされている。なぜなら、行政行為の取消しは、瑕疵ある行政行為の効力を失わせる行為であるところ、法律による行政の原理からは違法な行政行為を放置することが許されず、そのような行政行為は取り消されなければならないからである。

3 取消権者

職権取消しの権限を有する行政庁について、処分庁のほかに、処分庁を監督する上級行政庁も、監督権の行使として当然に取消権をもつと解される。

行政行為の取消しについて「法律の特別の根拠は不要である」とは、行政行為そのものの「根拠」となる規定があれば、取消しのための「特別の根拠」となる規定がなくても、取消しをすることができるという意味です。

4 取消しの制限

瑕疵ある行政行為を是正することは、本来あるべき法的状態の回復として、形式論理としては問題がないように思える。

しかし、一度行われた行政行為が事後的に取り消されると、これを有効と信じた者の信頼や法的安定性を害するおそれがある。そこで、職権取消しを認めるか否かは、基本的に、取消しすることにより守ろうとする利益と、これによって影響を受ける相手方の不利益とを比較衡量することにより決定すべきである。

[取消しの制限]

侵害的行政行為の職権取消し	侵害的行政行為の職権取消しは、相手方の利益を損なうものではないから、広く認められる
授益的行政行為の職権取消し	授益的行政行為の取消しは、相手方の信頼を害し、事実上不利益を及ぼすことになるから、その許否については慎重に判断することになる 例えば、当該行為の成立に相手方の不正行為が関わっているような場合や、相手方の既得の利益を犠牲にしてもなお当該行為を取り消すだけの公益上の必要性がある場合には、職権取消しが認められる



農地の買収・売渡計画職権取消事件（最判昭43.11.7）

農地委員会が、A所有の農地について、旧自作農創設特別措置法に基づき、農地の買収計画および売渡計画を立て、この計画に基づいてA所有の農地を買収し、Bに売り渡した。ところが、その農地はA所有ではなくC所有であったため、計画を職権で取り消した。なお、当該土地は、現在もC及びその相続人が耕作占有している。

判旨

処分をした行政庁その他正当な権限を有する行政庁においては、みずからその違法または不当を認めて、処分の取消しによって生じる不利益と、取消しをしないことによってかかる处分に基づきすでに生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量し、しかもその処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められるときに限り、これを取り消すことができる。

売渡を受けたBは、本件農地について政府売渡を原因とする所有権取得登記を経由しているとはいえ、当該農地の引渡を受けていなかったというのであるから、前記諸般の事情を勘案すれば、違法な買収処分によってAやCの蒙つた不利益は、違法な売渡処分に基づき本件各農地の所有者となったBが右処分の取消によつて蒙る不利益に比し著しく大である。

CHECK

行政処分が違法または不当であれば、すでに法定の不服申立期間の超過により争訟手続によってその効力を争い得なくなつたものであつても、処分をした行政庁その他正当な権限を有する行政庁においては、自らその違法または不当を認めて、これを取り消すことができます。

CHECK

「農地の買収・売渡計画職権取消事件（最判昭43.11.7）」について

旧自作農創設特別措置法に基づく農地の買収計画・売渡計画によって農地の売渡しを受ける地位にあった者は、計画が取り消されてしまうと、農地の所有権を失うことになります。これは、農地の売渡しを受ける地位にあった者（私人）にとって不測の損害であり、「私人の信頼保護」に反するものです。そのため、計画の取消しにあたっては、取消しによって「私人の信頼保護」に反するという不利益と、取消しをしないことによって「法律による行政の原理」に反するという不利益とを比較考量する必要があります。

CHECK

行政庁自身による職権取消しについて

不服申立てに対する裁決・決定等には、不可変更力が働きます。そのため、裁決・決定等をした行政庁自身による職権取消しは許されません。